

## 宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市移住応援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、宿毛市補助金等交付規則(昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 市は、宿毛市への移住及び定住を促進するため、移住希望者又は移住者等が行う住宅の改修、家賃負担の軽減、移住準備活動及び起業支援等に要する経費の一部を補助し、人口の維持増加及び地域の活性化に資することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外の市区町村に継続して5年以上居住していた者であって、定住する意思をもって本市に転入し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置く者のうち、当該転入の日から3年を経過していないものをいう。ただし、転勤、出向等の職務上の事情又は進学等による一時的な転入その他これらに類する転入を除く。
- (2) 子育て世帯 6歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子どもと同居する世帯をいう。
- (3) 民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅をいう。ただし、公的賃貸住宅、社宅等給与住宅及び賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅を除く。
- (4) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、敷金、礼金、共益費、管理費、駐車場使用料その他住居以外の費用を除く。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (6) 補助事業 別表第1から別表第5の事業内容の欄に定める事業をいう。
- (7) 補助対象者 別表第1から別表第5の補助対象者の欄に定める者

をいう。

(事業の内容等)

第4条 補助事業の内容、補助対象者、補助対象経費、補助額、補助率及び補助上限等の必要事項については別表第1から別表第5に定めるとおりとする。

(補助対象者の共通要件)

第5条 補助対象者は、別表第1から別表第5中「補助対象者」の欄に定める要件のほか、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 生活保護等受給していないこと。
- (3) 別表第6に掲げるいずれかに該当しないこと。

2 前項第1号の確認に当たり、補助対象者は、市が保有する公簿等により確認できる場合を除き、市長が必要と認める書類の提出に協力しなければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める添付書類を添えて第1号様式による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額が含まれる場合であつて、仕入控除税額等があるときは、当該仕入控除税額等を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、第2号様式により速やかに申請者に通知するものとする。ただし、申請者が別表第6に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 市長は、交付決定に当たり必要があると認めるときは、居住実態、事業実施状況その他必要な事項について調査を行うことができる。

(補助事業の変更又は中止等)

第8条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、重要な変更又は中止等をしようとするときは、あらかじめ第3号様式により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当であると認めるときは、第4号様式により通知するものとする。

(補助条件)

第9条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備及び保管しなければならない。
- (2) 補助対象事業により発生する財産については、補助事業者の責任において適切に管理するものとし、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は自己の責任においてこれを処理解決しなければならない。
- (3) 補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続きの取り扱いに準じて行わなければならない。また、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取り扱いに準じて行わなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が別表第6に掲げるいずれかに該当すると認めたとき、又は虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、若しくは補助要件を欠くに至ったときは、交付決定の全部若しくは一部を変更し、又は取消することができる。

(状況報告等)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告もしくは関係書類の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告又は活動報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第5号様式により実績報告又は活動報告（以下、「実績報告」という。）をしなければならない。

2 第6条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、前項に規定する実績報告に当たり、当該補助金に係る仕入控除税額等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告後に仕入控除税額等が確定した場合は、第6号様式により報告し、返還命令があれば返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 3 条 市長は、前条の報告があったときは審査等を行い、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、第 7 号様式により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 1 4 条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、第 8 号様式により補助金を請求しなければならない。

2 市長は、請求内容が適当であると認めるときは補助金を交付する。

(補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、第 1 0 条の規定により交付決定を変更し、若しくは取消した場合又は補助金の交付が不適当と認められる場合は、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(グリーン購入)

第 1 6 条 補助事業者は、物品等を調達する場合は「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(情報公開)

第 1 7 条 補助事業又は補助事業者に関して市が保有する情報について情報公開請求があった場合は、宿毛市情報公開条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）に基づき情報の公開を行うものとする。

(その他)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 別表第 1 の UI ターン住まいの新生活応援区分における補助率のうち、世帯主又は世帯員が 4 0 歳未満である場合の補助上限額を 7 5 0 千円とする取扱いは、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、同日以前に交付決定を受けた補助事業については、当該交付決定の範囲内でなお従前の例による。

(宿毛市 UI ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱の廃止)

4 宿毛市 UI ターン希望者住宅改修事業費補助金交付要綱（平成 3 0 年宿毛市告示第 9 3 号）は、廃止する。

(宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付要綱の廃止)

5 宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付要綱（令和 2 年宿毛市告示第 6 2 - 2 号）は、廃止する。

（宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業実施要綱）

- 6 宿毛市お試し暮らし短期滞在費助成事業実施要綱（平成２９年宿毛市告示第９６号）は、廃止する。

別表第 1（第 3 条―第 5 条関係）

UI ターン住まいの新生活応援区分

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容     | 移住者が居住するために行う個人所有の住宅改修等についてその費用の一部を補助する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 補助対象者    | <p>移住者又は移住者に住宅を賃借する所有者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、所有者の場合は本事業完了後 5 年間は、移住者の居住用住宅とすること。</p> <p>（１）高知県内に住所を有していない者又は高知県外から転入し現在宿毛市に住所を有しており、かつ、高知県内に住所を有して 3 年を経過しない者</p> <p>（２）高知県外に 5 年以上居住している者又は高知県内に住所を有する前に高知県外に 5 年以上居住していた者</p> <p>（３）補助金の交付を受けた日から 5 年以上宿毛市に定住する意思がある 18 歳以上の者</p> <p>（４）本事業と同一の対象経費について、国、県又は当市を含む他の公的機関から、重複して補助金の交付を受けていない者</p> |
| 補助対象経費   | <p>（１）住宅改修等：市内事業者施工の住宅改修（内外装／屋根、トイレ風呂、水道ガス電気等）及び改修に必要な荷物整理・運搬・処分（自己搬入処分の例外あり）。交付決定前の着手は不可とする。</p> <p>（２）引越費用：居住開始に伴う引越に要する費用。交付申請は、引越完了日又は転入日のいずれか遅い日から 3 ヶ月以内に行い、領収書を添付すること。ただし、対象となるのは引越事業者又は運送事業者を支払った費用に限る。</p>                                                                                                                                   |
| 補助率／補助額等 | <p>補助率 1／2、上限 250 千円</p> <p>世帯員に 40 歳未満の者が同居の場合は上限を 750 千円とする。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p> <p>同区分の補助金利用については一度限りとする。</p>                                                                                                                                                                                                                            |

別表第 2（第 3 条―第 5 条関係）

子育て世帯移住支援区分

|          |                                                                                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容     | 移住を目的として転入する子育て世帯が入居する民間賃貸住宅の賃料の一部を補助する。                                                                                                                                                                  |
| 補助対象者    | <p>子育て世帯の者であって、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（１）世帯員全員が本市に住所を有し居住していること。</p> <p>（２）原則として申請者は賃貸借契約の締結者であること。</p> <p>（３）公的制度による家賃補助等を受けていないこと。</p> <p>（４）本事業と同一の対象経費について、国、県又は当市を含む他の公的機関から、重複して補助金の交付を受けていない者</p> |
| 補助対象経費   | 民間賃貸住宅の賃料                                                                                                                                                                                                 |
| 補助対象期間   | <p>１回目の交付決定日から３６か月間</p> <p>※ ただし補助対象期間内に当市から転出した場合は転出した年度の交付決定は取り消すものとする。</p>                                                                                                                             |
| 補助率／補助額等 | <p>補助率 1／2、上限 10 千円／月</p> <p>住宅手当を受給している世帯については、住宅手当の額を差し引いた額を算定基準とする。</p> <p>（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p>                                                                                              |

別表第 3 （第 3 条―第 5 条関係）

お試し暮らし短期滞在費支援区分

|        |                                                                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容   | 宿毛市への移住及び定住を目的に市内で住居を探す、仕事を探す、又は暮らしを体験する等の活動にかかる市内での滞在費の一部を補助する。                                                                  |
| 補助対象者  | 次のいずれにも該当する者とする。<br>（１）市外に住所がある者<br>（２）市への移住及び定住を目的とする活動のために、市内に宿泊する者<br>（３）本事業と同一の対象経費について、国、県又は当市を含む他の公的機関から、重複して補助金の交付を受けていない者 |
| 補助対象経費 | 住居・仕事探し又は、市への移住や就業を前提として、市内で実施されている体験活動等に参加するための必要な市内宿泊費                                                                          |
| 補助額等   | 上限 2 千円／1 泊（1 泊 2 食）<br>同一年度内に連続若しくは通算で 1 3 泊分を限度とする。                                                                             |

別表第 4（第 3 条―第 5 条関係）

移住準備活動支援区分

|        |                                                                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容   | 宿毛市への移住及び定住を目的に住居・仕事探し又は、市内で行う現地調査活動にかかる費用の一部を補助する。                                                                                                                              |
| 補助対象者  | 次のいずれにも該当する者とする。<br>（１）市外に住所がある者<br>（２）市への移住及び定住を目的とする活動のために、市内にて現地調査を行う者<br>（３）本事業と同一の対象経費について、国、県又は当市を含む他の公的機関から、重複して補助金の交付を受けていない者                                            |
| 補助対象経費 | （１）移住準備活動のために宿毛市を訪問する際に要する交通費<br>（２）宿毛市内における移動に要する交通費及び移住体験就業相談、住居見学<br>（３）その他移住に必要な活動として市長が認めるプログラムへの参加に要する費用とする。ただし、宿泊費、飲食費、土産代、観光を目的とする施設利用料、自家用車の燃料費、有料道路通行料その他これらに類する費用は除く。 |
| 補助額等   | 10 千円<br>同一年度内での対象は 1 回を限度とする。                                                                                                                                                   |

別表第 5（第 3 条―第 5 条関係）

スタートアップエール区分（その 1）

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業内容     | 移住者の本市における定着、自立、就業、起業、学び直し又は地域活動への参画を促進するため、個別事情に応じた初期費用の一部を補助する。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 補助対象者    | <p>移住者かつ次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>（１）申請者が本市に住所を有し居住していること。</p> <p>（２）同一世帯に属する者が申請する場合は、当該申請に係る目的、内容及び経費がそれぞれ独立しており、かつ、重複がないと認められる場合に限り、それぞれ申請することができる。</p> <p>（３）複数の者が共同して実施する事業、取組又は計画については、当該申請に係る目的、内容及び経費が申請者ごとに明確に区分され、かつ、重複がないと認められる場合を除き、代表者 1 名に限り申請することができる。</p> <p>（４）本事業と同一の対象経費について、国、県又は当市を含む他の公的機関から、重複して補助金の交付を受けていない者</p> |
| 補助対象経費   | <p>（１）資格取得、講習受講その他学び直し又は技能習得に要する経費</p> <p>（２）就業、学習又は起業準備のための通信環境の整備に要する初期費用</p> <p>（３）起業又は就業の準備に要する経費</p> <p>（４）地域活動への参加又は立上げに要する経費</p> <p>（５）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費</p>                                                                                                                                                            |
| 補助率／補助額等 | <p>補助率 10 / 10、上限 100 千円</p> <p>補助対象者が 40 歳未満の場合は上限を 150 千円とする。</p> <p>同区分の補助金利用については一度限りとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |

別表第 5（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

スタートアップエール区分（その 2）

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助対象外<br>経費 | <p data-bbox="416 360 1434 454">次に掲げる経費は、スタートアップエール区分の対象としない。</p> <ul data-bbox="416 521 1434 1541" style="list-style-type: none"><li data-bbox="416 521 1434 616">（１）家賃、光熱水費、通信料その他継続的又は経常的に発生する経費</li><li data-bbox="416 629 1434 723">（２）開業後又は事業開始後の運営、維持管理、更新その他継続的な事業活動に要する経費</li><li data-bbox="416 736 1434 831">（３）飲食費、交際費、懇親会費、娯楽費その他私的消費に要する経費</li><li data-bbox="416 844 1434 938">（４）汎用性が高く、主として私的利用に供される物品の購入費</li><li data-bbox="416 952 1434 1095">（５）同一世帯に属する者による申請又は複数の者による共同申請において、目的、内容又は経費が重複すると認められる経費</li><li data-bbox="416 1108 1434 1202">（６）同一又は類似の事業、取組又は計画に係る共通経費を分割して申請する経費</li><li data-bbox="416 1216 1434 1310">（７）他の補助金、助成金その他これらに類する制度の対象となる経費</li><li data-bbox="416 1323 1434 1417">（８）領収書その他支出を証する書類により確認することができない経費</li><li data-bbox="416 1431 1434 1525">（９）前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費</li></ul> |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第6（第5条、第7条、第9条、第10条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

宿毛市移住応援事業費補助金交付申請書

年度宿毛市移住応援事業について、補助金の交付を受けたいので、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請メニュー

- ☐ UI ターン住まいの新生活応援区分
- ☐ 子育て世帯移住支援区分
- ☐ お試し暮らし短期滞在費支援区分
- ☐ 移住準備活動支援区分
- ☐ スタートアップエール区分

2 事業概要

|  |
|--|
|  |
|--|

3 交付申請額 金 円

#### 4 要件チェック

##### 【UI ターン住まいの新生活応援区分・子育て世帯移住支援区分・スタートアップエール区分】

- ☐ 補助金の交付を受けた日から5年以上宿毛市に定住する意思がある

##### 【お試し暮らし短期滞在費支援区分及び移住準備活動支援区分】

- ☐ 市税の滞納が無いことを税務課へ照会することに同意する

#### 5 添付書類

##### 【各区分共通書類】

- ☐ 本人確認書類
  - ☐ 現住所確認書類
  - ☐ 県税の完納を証する納税証明書（高知県に住民票を置いたことのない者は県税の納税義務がない旨の申立書（添付書類1）を提出すること）
  - ☐ その他市長が必要と認める書類
- ※申請者本人分を添付してください。

##### 【UI ターン住まいの新生活応援区分】

- ☐ 宿毛市移住応援事業事業実施計画書（添付書類2）
- ☐ 位置図、平面図
- ☐ 見積書の原本（確認後、返却可）
- ☐ 当該住宅の工事施工前の現況写真
- ☐ 当該住宅の賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し
- ☐ 登記事項証明書又は当該住宅の所有者及び建築年月日を確認できる書類
- ☐ 当該住宅所有者の改修工事への同意及び原状回復義務の免除が確認できる書類
- ☐ 引越費用の分かる領収書等の原本（確認後、返却可）
- ☐ 居住者のうち、世帯主もしくは世帯員が40歳未満であることの証明書（該当者の住民票もしくは免許証の写し等）
- ☐ 市税の完納を証する納税証明書

##### 【子育て世帯移住支援区分】

- ☐ 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- ☐ 世帯全員の住民票
- ☐ 住宅手当等が確認できる書類
- ☐ 市税の完納を証する納税証明書

##### 【スタートアップエール区分】

- ☐ 見積書の原本（確認後、返却可）
- ☐ 申請者が40歳未満であることの証明書（免許証の写し等）
- ☐ 市税の完納を証する納税証明書

添付書類 1

年 月 日

宿毛市長 様

|     |      |
|-----|------|
| 申請者 | 住所   |
|     | 氏名   |
|     | 電話番号 |

県税の納税義務がない旨の申立書

宿毛市移住応援事業の交付申請にあたり、私は高知県税について納税義務がないことを申し立てます。

添付書類 2

宿毛市移住応援事業実施計画書  
(UI ターン住まいの新生活応援区分)

1 補助事業の目的と内容

|  |
|--|
|  |
|--|

2 補助事業の実施計画

| 総事業費 | 補助対象<br>経費 | 補助対象経費の負担区分 |      | その他<br>の経費 |
|------|------------|-------------|------|------------|
|      |            | 市補助金        | 自主財源 |            |
| 円    | 円          | 円           | 円    | 円          |

3 事業実施スケジュール

|           |
|-----------|
| 事業着手予定年月日 |
| 事業完了予定年月日 |

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号  
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市移住応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宿毛市移住応援事業費補助金について、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助区分：

2 補助金交付決定金額 金 円

3 交付の条件

- （1）宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- （2）補助事業の実施に当たっては、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱別表第 6 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る高知県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- （4）この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第 3 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

宿毛市移住応援事業費補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宿毛市  
移住応援事業費補助金について、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱  
第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 補助区分：

2 変更内容

|  |
|--|
|  |
|--|

3 交付変更申請額 金 円

4 前回交付申請額 金 円

5 変更増減額 金 円

6 変更理由

|  |
|--|
|  |
|--|

第 4 号様式（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市移住応援事業費補助金交付変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宿毛市移住応援事業費補助金については、下記のとおり承認したので宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 補助区分：

2 決定内容： 変更 / 中止

2 変更後補助金交付決定金額 金 円

3 交付の条件

- （1）宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- （2）補助事業の実施に当たっては、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱別表第 6 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る高知県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- （4）この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

宿毛市移住応援事業費補助金実績報告書（活動報告書）

宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、  
関係書類を添えて下記のとおり実績報告します。

記

- 1 補助区分：
- 2 事業内容の成果
- 3 事業着手年月日（UI ターン住まいの新生活応援区分）
- 4 事業完了年月日（UI ターン住まいの新生活応援区分）

添付書類

- 1 各種支払いの領収書等（UI ターン住まいの新生活応援区分は請求書可）
- 2 契約書（UI ターン住まいの新生活応援区分）
- 3 完成写真（UI ターン住まいの新生活応援区分及びスタートアップエリア区分）

※ 1 及び 2 の書類は原本を提示すること（確認後、返却可）

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

消費税控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号による交付決定のあった、  
宿毛市移住応援事業費補助金について、宿毛市移住応援事業費補助金交  
付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 年 月 日付け 第 号による交付決定額

円

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等

円

3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

円

4 補助金返還相当額

円

（注）その他参考となる資料があれば添付して下さい。

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

第 号  
年 月 日

様

宿毛市長

宿毛市移住応援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宿毛市移住応援事業費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

記

補助区分：

補助金確定額 金 円

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

宿毛市長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

宿毛市移住応援事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付額が確定した宿毛市移住応援事業費補助金について、宿毛市移住応援事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助区分：

2 補助金請求額 金 円

3 振込先

|         |       |      |  |
|---------|-------|------|--|
| 振込先金融機関 | 銀行 支店 |      |  |
| 預金種目    |       | 口座番号 |  |
| フリガナ    |       |      |  |
| 口座名義人   |       |      |  |